

平成27年度入札・契約制度の改正について

平成26年6月4日に公布された建設業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第55号）により、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）が改正され、平成27年4月1日以降に発注する工事に適用されますのでお知らせ致します。

1 内訳書の提出について

(1) 趣旨

建設業者は、公共工事の入札に係る申込みの際に、その金額にかかわらず、入札金額の内訳を記載した書類の提出が義務付けられることとなりました。

(2) 提出時期

入札当日、会場にて入札執行者の指示に従って提出すること。ただし、再入札の際は内訳書の提出は不要

(3) 入札無効について

内訳書が次の無効事由に該当するときは、その入札を無効とします。

- (1) 工事費等内訳書の工事費合計金額が入札書金額と一致しない場合
- (2) 工事費等内訳書を提出しない場合
- (3) 内訳書に押印が欠けている場合

(4) 様式

内訳書の様式は、ホームページから「工事費等内訳書」をダウンロードして作成、提出して下さい。また、落札者には「工事費等明細書」の提出を求めることがあります。

2 施工体制台帳の作成及び提出について

(1) 趣旨

公共工事における施工体制台帳の作成及び提出の範囲が、下請契約を締結する全てに拡大されることとなりました。

(2) 施工体制台帳

下請契約の金額を問わず、請負業者が下請契約を締結する際は、施工体制台帳を作成し、その写しを企業団へ提出して頂きます。

(3) 施工体系図

施工体系図の作成及び掲示についても、同様に下請契約の金額を問わず、施工体系図を作成し、工事関係者及び公衆の見やすい場所へ掲示して頂きます。